

育成就労における漁業区分に係る監理型育成就労外国人の待遇について講じる措置等

漁業分野の育成就労のうち、漁業区分での実施にあたっては、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき、漁業分野に特有の事情に鑑みて農林水産大臣が定めた告示（農林水産省告示第575号）第2条で規定する、育成就労外国人の労働時間、休日、休憩その他の待遇について監理型育成就労実施者（以下「育成就労実施者」という。）及び監理支援機関が講じる措置について、次のように定める。

（監理支援機関が講じる措置）

第1条 監理支援機関は、協議会が認めた労働組合と協議し、監理型育成就労外国人（以下「育成就労外国人」という。）の労働時間、休日、休憩その他の待遇を定め、労働協約を締結しなければならない。

2 監理支援機関は、前項で締結した労働協約を踏まえた雇用契約を、育成就労実施者と育成就労外国人との間で締結させることとする。

（育成就労実施者が講じる措置）

第2条 育成就労実施者は、育成就労外国人との雇用契約の締結に際し、前条の規定により定められた育成就労外国人の待遇を確保しなければならない。

（2号構成員の責務）

第3条 漁業育成就労協議会（以下「協議会」という。）の2号構成員（漁業育成就労協議会組織運営要領（令和8年4月10日漁業育成就労協議会決定第1号）第3条第1項第2号で規定する構成員をいう。以下同じ。）は、協議会2号構成員の責務と指導体制（令和8年8月26日漁業育成就労協議会決定第6号）に基づき、直接又は間接に自らに属する育成就労実施者に対し指導及び助言を行うとともに、育成就労が円滑に行われるよう、監理支援機関と相互に協力を行わなければならない。

（一般社団法人大日本水産会による支援）

第4条 一般社団法人大日本水産会は、2号構成員が前条に規定する責務を果たせるよう、全国団体等からの相談に対して適切に応じるとともに、必要な指導及び助言をしなければならない。

(労働組合の協力等)

第5条 第1条に規定する労働組合は、次の各号に掲げる基準に適合していることを協議会が確認した労働組合とする。

- 一 育成就労制度その他外国人の受入れに関する制度等を正しく理解するとともに、漁業労働に精通し国際的な漁業労働問題に対応できること。
- 二 漁船・事業場への訪問活動、苦情・相談窓口の設置その他の育成就労外国人の保護を図るための体制を確保していること。
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていること。

2 協議会は、前項で定める基準に適合していることを確認するために、審査委員会を設置することができる。

3 第1条に規定する労働組合は、第3条に規定する責務が果たされ、監理型育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護が図られるよう、育成就労外国人の待遇の確保及び関係法令の遵守の状況について監理支援機関及び全国団体等と情報を共有し、不適正行為が認められるときは、監理支援機関及び協議会に速やかに通知し適切な措置が講じられるよう協力する。